

2021年度（令和3年度）

福山市 山手町 地内

雨水貯留施設測量設計業務委託（瀬戸川流域 南光池地区） 実施設計書

委託概要	項目	当初	変更
	適用単価区分 委託概要	2021年度（令和3年度） 6月単価 測量業務 用地測量 A= 0.03 万㎡ 設計業務 排水路 L= 0.04 km 雨水貯留施設整備 N= 1 箇所	

特記仕様書

第1章 総則

第1節 適用

- ・本特記仕様書は、雨水貯留施設測量設計業務委託（瀬戸川流域 南光池地区）に適用する。
- ・本特記仕様書に記載のない事項については、次によるものとする。
令和2年 広島県 測量業務共通仕様書、設計業務等共通仕様書（以下共通仕様書という）、社団法人農業農村整備情報総合センター「調査・測量・設計業務共通仕様書」（以下「農業農村共通仕様書」という）「福山市土木設計業務等委託契約約款（契約書を含む）（以下契約約款という）」、「設計図書（別冊図面、仕様書）」、「福山市測量・建設コンサルタント等業務検査基準」、その他関連規格類

第2節 地元への周知・地権者への承諾

- ・受注者は、地先住民、町内会長、土木常設員に業務着手及び業務完了の報告を行うこと。また、業務着手に先立ち地先住民及び貸借人には具体的な施工内容、方法、時期等の説明を行い、承諾を得ること。
- ・受注者は、業務着手の際に、あらかじめ沿線地権者に業務内容等についての説明を行い、承諾を得ること。
- ・業務に伴う伐採等は、業務執行上必要最小限に止めると共に、伐採した有価木は附近に整理し、みだりに第三者に被害を与え、トラブルを生じることのないよう留意するものとする。

第2章 業務条件

第1節 基本条件

- ・業務内容及び測量予定箇所については事前に監督職員と打合せ、承認を得るものとする。

第2節 業務内容

- ・測量業務における業務内容、作業条件及び数量等は次表のとおりとする。

用地測量

業務内容	地形	適用	数量	単位
復元測量	耕地		0.03	万 m ²
境界の確認	耕地		0.03	万 m ²
土地境界確認書の作成	耕地		0.03	万 m ²
依頼書の作成		用地境界確定協議	0.1	km

・設計業務における業務内容、作業条件及び数量等は次表のとおりとする。

1. 排水路実施設計

流量区分 : $Q < 10\text{m}^3/\text{秒}$

複合補正 : 無

技術力 : 普通

業務内容	適用	数量	単位
現地調査		0.04	km
資料の検討		0.04	km
排水路タイプ及び断面形状の検討		0.04	km
水理計算		0.04	km
水理縦断面作成		0.04	km
構造計算		0.04	km
構造図作成		0.04	km
平面縦断面図作成		0.04	km
土工図作成		0.04	km
数量計算		0.04	km
施工計画		0.04	km
総合検討		0.04	km
照査		0.04	km
点検取りまとめ		0.04	km

2. ため池改修（洪水吐）実施設計

設計洪水量 : $Q < 1.5\text{m}^3/\text{秒}$

技術力 : 普通

業務事項	業務内容	適用	数量	単位
水理計算	減勢部の水理計算を行う	小規模補正	1	箇所
構造計算	減勢部の構造計算を行う。	小規模補正	1	箇所
設計図作成	平面図, 縦断面図, 横断面図, 構造図, 配筋図を作成する。	小規模補正	1	箇所
数量計算	設計工種についての詳細数量計算を行う。	小規模補正	1	箇所
照査	照査計画に基づき, 照査を実施し報告書を作成する。	小規模補正	1	箇所
点検とりまとめ	成果物の点検, 取りまとめ及び報告書作成を行う。	小規模補正	1	箇所

図面等の様式については、監督員と協議の上決定すること。

参考図書・貸与資料や受注者が要する資料等を参考にした場合はその出典を明示すること。

施工上、特に注意する点を特記する必要がある場合には、設計図面に記入すること。

第4章 成果品

第1節 成果品の提出

提出すべき成果品及び提出部数は次表のとおりとする。

成 果 品	規 格	数 量	備 考
報 告 書	A 4 (A 3)	1	正 1
電 子 デ ー タ	報告書 図 面 PDF・オリジナルデータ DXF SFCほか	2	正 1 副 1

第2節 成果品の装丁等

- ・成果品の装丁等は次のとおりとする。
- ・製本は極力分冊を避け、また分冊を行う場合は、内容の配分を考慮して行うものとする。
- ・報告書は、長期の使用に耐える通常の装丁を行う。

第3節 電子納品

1) (電子納品)

本業務は、電子納品対象業務とする。電子納品とは、「調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子データで納品すること」をいう。ここでいう電子データとは、「福山市電子納品実施要領 [土木業務委託編] 平成 21 年版(以下、「要領」という。)」に基づいて作成されたものを指す。

2) (事前協議及び検査前協議)

業務の着手前及び納品検査前に十分な協議を行い、双方の合意を図るものとする。

3) (電子納品データのチェック)

電子納品にあたっては、フォルダの構成、管理項目、ファイル名等の要領との整合性をチェックプログラム(国土交通省の電子納品チェックシステム等)により確認し、エラーが無いことを確認すること。

4) (成果品の提出)

委託成果品は、「要領」に基づいて作成した電子成果品を電子媒体で2部(正1部、副1部)提出する。

「要領」で特に記載がない項目については、原則として、電子データを提出する義務はないが、「要領」の解釈に疑義がある場合は市職員と協議の上、電子化の是非を決定する。

なお、「紙」による報告書の提出は市職員と協議の上、決定する。

また、成果品提出の際には、ウイルス対策を実施したうえで提出すること。

5) (成果品の納入に係る費用)

成果品の納品に係る費用については、従来どおりの経費の取扱いに含むものとする。

第5章 その他

第1節 その他の項目

- ・本特記仕様書及び設計図書に明示していない事項または、その内容に疑義が生じた場合は、調査職員の指示を受けること。

測量業務共通仕様書

第1条（適用範囲）

測量業務共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）は、福山市の発注する農業土木事業に係る測量業務及びこれに類する業務（以下「測量業務等」という。）に適用する。

業務請負契約書（以下「契約書」という。）第1条に規定する「仕様書」は、この仕様書及び特別仕様書とする。

図面、特別仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書（以下「仕様書等」という。）に記載された事項は、この仕様書に優先する。

第2条（作業実施）

測量業務は、農林水産省構造改善局の定める「測量作業規定」（以下「規定」という。）及び「測量作業規定の運用基準」により実施するものとする。

第3条（用語の定義）

この仕様書における用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 指示とは、監督職員が受注者に測量業務上必要な実施事項を示すことをいう。
- (2) 承認とは、受注者が申し出た事項について、監督職員が同意することをいう。
- (3) 協議とは、監督職員と受注者が対等の立場で合議することをいう。

第4条（疑義）

受注者は、測量業務の実施に当たり、仕様書等に疑義を生じた場合は、監督職員の指示を受けなければならない。

第5条（提出書類）

受注者は、契約書等の定める書類について、発注者が示す様式により提出しなければならない。

第6条（官公庁その他への手続き等）

測量業務のため必要な関係官公庁その他に対する諸手続（通常受注者が手続を行うとされているもの）は、迅速に処理しなければならない。

受注者は、測量業務のため官公庁その他に対して交渉を要するとき又は交渉を受けたときは、遅滞なく、その旨を監督職員に申し出なければならない。

第7条（打合せ簿）

測量業務の実施期間中に、指示、承認又は協議した重要な事項については、その内容等

を別に示す打合せ簿に記録し、相互に確認するものとする。

第8条（支給材料及び貸与品等）

受注者は、支給材料及び貸与品等についてその受け払い状況等を記録した帳簿を備え付け、常にその残高等を明らかにしておかなければならない。

なお、測量業務完了時には支給材料等の使用調書又は精算書を速やかに監督職員に提出しなければならない。

第9条（土地の立入り）

測量業務に当たり、国、公有又は私有の土地に立入る場合、受注者は、本業務に従事することを示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

なお、これらの経緯は、遅滞なく、監督職員に報告しなければならない。

受注者は、測量業務の実施に当たり宅地又はかき、さく等で囲まれた土地に、立ち入る場合には、監督職員に報告の上、あらかじめ占有者に通知しなければならない。

ただし、占有地に対してあらかじめ通知することが困難であるときは、測量業務に必要な範囲内で、占有者に迷惑を及ぼさないよう十分注意して立入るものとする。

第10条（土地の使用等）

受注者は、植物、かき、さく等の伐除又は土地若しくは工作物の一時使用を行う場合は、その所有者又は占有者の承諾を得て行うものとする。

なお、これらの経緯は、遅滞なく、監督職員に報告しなければならない。

第11条（作業の安全管理）

受注者は、測量業務の実施に当たり保安、公衆衛生等に関する諸法規を遵守するとともに、作業の安全に留意し災害、事故等の防止に努めなければならない。

測量業務に影響を及ぼす事故、人命にかかわる事故若しくは第三者に損害を与える事故が発生したとき又はこれらの事故が発生する恐れのあるときは、遅滞なくその状況を監督職員に報告しなければならない。

第12条（作業状況の報告）

測量業務を円滑に遂行するため、原則として主要業務の区切り目等において監督職員に報告し、その上で次の業務を進めなければならない。

第13条（成果等の点検）

受注者は、観測、計算簿等の点検した箇所には、赤色の検付を付し、点検者の名前及び点検年月日を記入するものとする。

第14条（検査）

検査に当たっては、管理技術者が立会しなければならない。

第15条（成果品）

成果品は、すべて発注者の所有とし、発注者の承認を受けずに他に公表、貸与又は使用してはならない。

第16条（再測量）

受注者は、完了後3年以内に測量成果に誤りが発見された場合は、発注者の指示により受注者の責任においてただちに再測量を行い、その誤りを訂正するものとする。

ため池設計業務共通特別仕様書

第1条 (適用範囲)

ため池設計業務共通特別仕様書(以下「本仕様書」という。)は、福山市の発注するため池設計業務委託にかかる契約書及び設計図書の内容について統一的な解釈及び運用を図るとともにその他必要な事項を定めるものであり、基本的事項は、福山市土木設計業務等委託契約約款(以下「約款」という。), 財団法人 広島県建設技術センター発行の「調査・設計・測量業務等共通仕様書(及び別添)」(以下「共通仕様書」という。)及び社団法人農業農村整備情報総合センター発行の「調査・測量・設計業務共通仕様書」(以下「農業農村共通仕様書」という。)を準用するものとし、本仕様書は、これを補完するものであり、共通仕様書及び農業農村共通仕様書と重複する場合は本仕様書が優先する。

第2条 (技術基準及び参考図書)

設計作業に適用又は準用する仕方書, 参考文献等は, 共通仕様書 1-1-20~1-1-30 に掲げるもののほか次によるものとし, 最新版を使用するものとする。

- ・ 土地改良事業計画設計基準 (農業土木学会)
- ・ 土地改良事業計画指針 ()
- ・ 土地改良事業標準設計 (農業農村整備情報総合センター)
- ・ 土地改良事業設計指針 (農業土木学会)
- ・ 土地改良事業標準設計 ()
- ・ 老朽ため池整備便覧 ()
- ・ 土地改良設計指針「ため池整備」 ()
- ・ よりよき設計のポイント (農業農村整備情報総合センター)
- ・ 標準設計図集 (広島県生産基盤室・生活基盤室)
- ・ ため池整備の設計積算に係る申し合わせ事項について

第3条 (用語の定義)

- 1) 照査とは, 成果品が設計図書に定められている基準に従い, 適正に作成されているか確認することをいい, 受託者が業務完了までに行う, 発注条件, 設計の考え方, 構造細目等のチェック及び技術計算等の検算を行うものとする。
- 2) チェックリストとは, 業務のフロー及び照査要領を示し, 業務全体のポイントと設計等の主要事項を把握するために監督員の承認を受けて受託者が作成するものであり, 設計適用規定及び基準値等についてできるだけ示した資料をいう。
- 3) 成果品とは, 設計業務の成果, 設計業務に係る記録及びその他必要な資料をいう。

第4条 (照査の実施)

約款第 10 条に定める照査技術者は, 照査計画を作成し業務計画書に記載し, 照査に関する事項をチェックリストとして定め, 監督員の指示に基づき提出しなければならない。

第5条 (打合せ等)

受託者は, 設計業務を円滑に遂行するため, 原則として, 主要業務の区切り目等において, 業務内容及び進捗状況等を監督員に報告し, 承認を得た後に次の段階に進むものとする。

打合せの回数は, 仕様書に定めるとおりとする。

設計業務中に指示承認又は協議した重要な事項については, その内容等を別に示す打合せ簿に記録し, 相互に確認するものとし, 次回打合せ時にチェックリストを提出するものとする。

第6条（設計等業務の留意点）

- 1) 設計等にあたり電算機を使用する場合、プログラム及び出力等の様式について事前に監督員に説明をしておくこと。
- 2) 仕方書、参考文献、貸与資料等を適用又は準用した場合にはその出典を明示しておくこと。
- 3) 業務過程において必要な事項は事前に監督員と打合せ、重要事項はその都度記述し、監督員の合意を得ること。
- 4) 構造物等の細部設計の方針については、監督員と協議を行い決定するものとする。

第7条（成果物）

- 1) 受託者は、設計業務等が完了したときは、設計図書に示す成果品（照査技術者による照査報告書及びチェックリストを含む）を委託業務完了通知書とともに提出し、検査を受けるものとする。
- 2) 成果品は、すべて委託者の所有とし、成果品の内容及び作成上知り得た事項等については、委託者の承認を受けずに他に公表、貸与又は使用してはならない。
ただし、受託者が設計業務上考案したアイデア又は手法については、委託者の承認を得る必要はない。

第8条（検査）

- 1) 検査に当たっては、管理技術者が立会しなければならない。
- 2) 検査のために必要な資料の提出、その他の処置については、検査員の指示に従わなければならない。

第9条(その他)

本仕様書に定めのない事項または疑義がある場合は監督員に確認を求めなければならない。

総括情報表

変更回数 適用単価地区 単価適用日 諸経費体系	0 70 福山市 00-03.06.01(0) 8 委託(H30.10～)		
発注区分 業務価格端数区分	当世代 01 建設コンサルタント等 01 千円未満切捨て	前世代	

測量業務費

内訳表

費目・工種・施工名称など	数	量	単	位	単	価	金	額	備	考
測量業務費										
測量業務標準歩掛									レベル1	
一般事項	1			式					レベル2	
打合せ	1			式					レベル3	
打合せ	1			式					レベル4	
打合せ 打合せ2回	1			業務					00	単第 0 -0001号表
用地測量	1			式					レベル2	
復元測量 耕地 用地測量業務	0.03			万m2					00	単第 0 -0002号表
境界の確認 耕地 用地測量業務	0.03			万m2					00	単第 0 -0003号表

設計業務費

内訳表

費目・工種・施工名称など	数	量	単 位	単 価	金 額	備 考
設計業務費						
設計業務等積算基準						レベル1
一般事項	1		式			レベル2
打合せ	1		式			レベル3
打合せ	1		式			レベル4
打合せ その他 着手前 + 中間1回 + 最終報告	1		式			00
水路工	1		式			単第 0 -0007号表 レベル2
排水路実施設計	1		式			レベル3
実施設計	1		式			レベル4
			km			

設計業務費

内訳表

費目・工種・施工名称など	数	量	単	位	単	価	金	額	備	考
現地調査									00	
	0.04		km						単第 0 -0008号表	
資料の検討									00	
	0.04		km						単第 0 -0009号表	
設計計画 排水路タイプ及び断面形状の検討									00	
	0.04		km						単第 0 -0010号表	
水理検討 水理計算									00	
	0.04		km						単第 0 -0011号表	
水理検討 水理縦断面作成									00	
	0.04		km						単第 0 -0012号表	
構造計算									00	
	0.04		km						単第 0 -0013号表	
構造図作成									00	
	0.04		km						単第 0 -0014号表	
平面縦断面図作成									00	
	0.04		km						単第 0 -0015号表	
土工図作成									00	
	0.04		km						単第 0 -0016号表	

設計業務費

内訳表

費目・工種・施工名称など	数	量	単	位	単	価	金	額	備	考
数量計算									00	
	0.04		km						単第 0 -0017号表	
施工計画									00	
	0.04		km						単第 0 -0018号表	
総合検討									00	
	0.04		km						単第 0 -0019号表	
照査									00	
	0.04		km						単第 0 -0020号表	
点検取りまとめ									00	
	0.04		km						単第 0 -0021号表	
雨水貯留施設整備									レベル2	
	1		式							
ため池改修実施設計									レベル3	
	1		式							
洪水吐の設計									レベル4	
				箇所						
ため池改修(実施設計) 洪水吐の設計 水理計算 堤高6.7m 後面改修	1			箇所					00	
									単第 0 -0022号表	

設計業務費

内訳表

費目・工種・施工名称など	数	量	単 位	単 価	金 額	備 考
ため池改修 (実施設計) 洪水吐の設計 構造計算 堤高6.7m 後面改修	1		箇所			00 単第 0 -0023号表
ため池改修 (実施設計) 洪水吐の設計 設計図作成 堤高6.7m 後面改修	1		箇所			00 単第 0 -0024号表
ため池改修 (実施設計) 洪水吐の設計 数量計算 堤高6.7m 後面改修	1		箇所			00 単第 0 -0025号表
点検とりまとめ	1		箇所			レベル4
ため池改修 (実施設計) 照査 堤高6.7m 後面改修	1		箇所			00 単第 0 -0026号表
ため池改修 (実施設計) 点検取りまとめ 堤高6.7m 後面改修	1		箇所			00 単第 0 -0027号表
直接人件費						
電子成果品作成費						
電子成果品作成費	1		式			レベル2

設計業務費

内訳表

費目・工種・施工名称など	数	量	単 位	単 価	金 額	備 考
電子成果品作成費						レベル3
電子成果品作成費	1		式			レベル4
電子成果品作成費(設計) 実施設計			式			00
	1		式			単第 0 -0028号表
直接経費						
直接原価						
その他原価						
間接原価						
業務原価						
一般管理費等						

設計業務費

内訳表

	費目・工種・施工名称など	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
業務価格						
消費税等相当額						
設計業務費						
業務価格計						
消費税等相当額計						
業務費計						

施工単価表

復元測量
耕地

用地測量業務

1

万m2 当り

名称・規格など	数量	単位	単価	金額	備考
測量技師 (外業)	1.70	人			
測量技師補 (外業)	1.70	人			
測量助手 (外業)	1.70	人			
測量補助員 外業	1.70	人			
測量技師	0.50	人			
測量技師補	0.50	人			
測量助手	0.50	人			
機械経費	2.5	%			
材料費	3.5	%			
精度管理費	7.0	%			
** 単位当り **	1	万m2			
A=5 耕地					

施工単価表

境界の確認
耕地

用地測量業務

単第 0 -0003号表

1

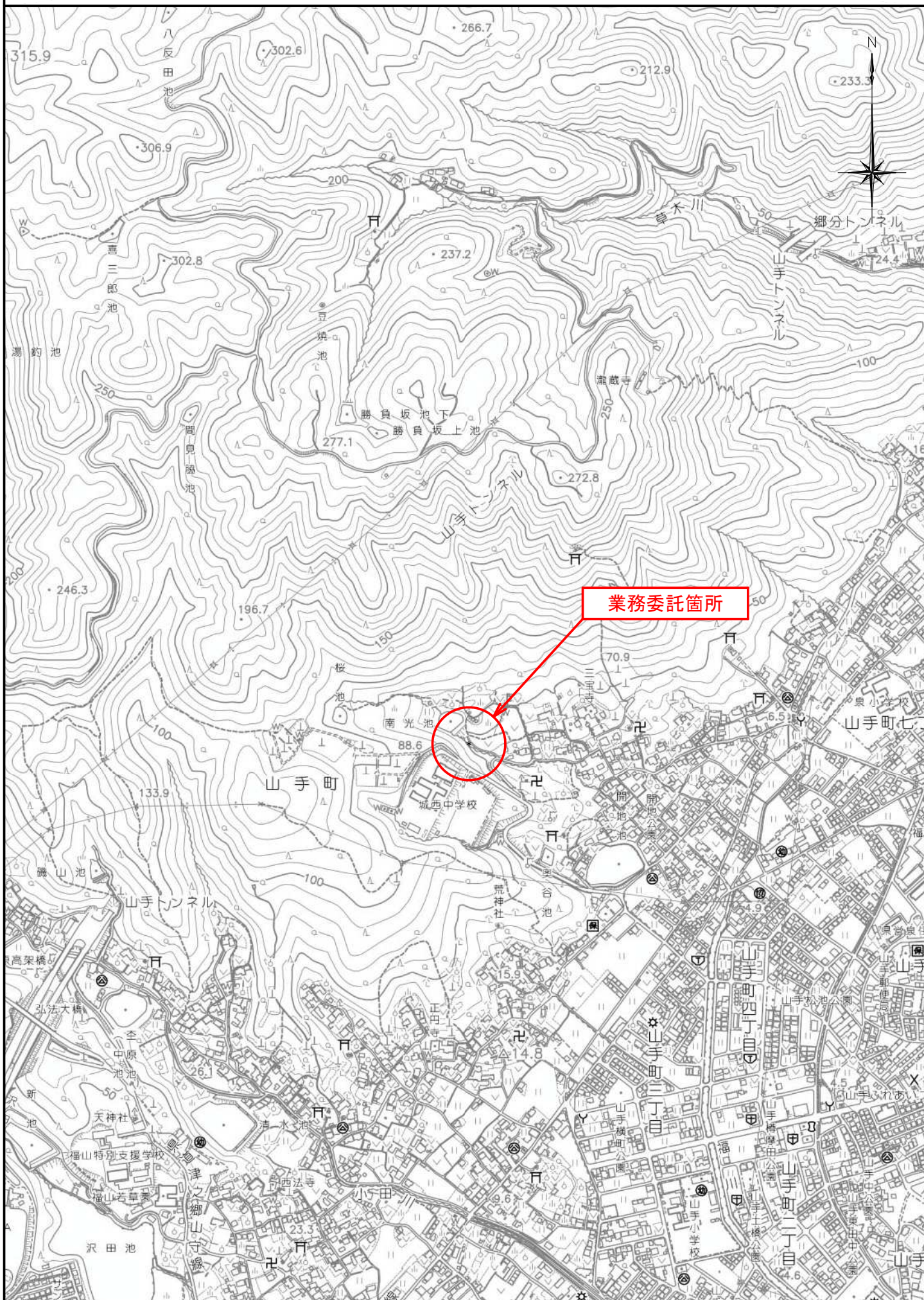
万m2 当り

名称・規格など	数量	単位	単価	金額	備考
測量主任技師 (外業)	1.00	人			
測量技師 (外業)	1.00	人			
測量技師補 (外業)	1.00	人			
測量助手 (外業)	1.00	人			
測量技師	0.70	人			
測量技師補	0.70	人			
機械経費	0.5	%			
材料費	4.5	%			
** 単位当り **	1	万m2			
A=5 耕地					

施工単価表

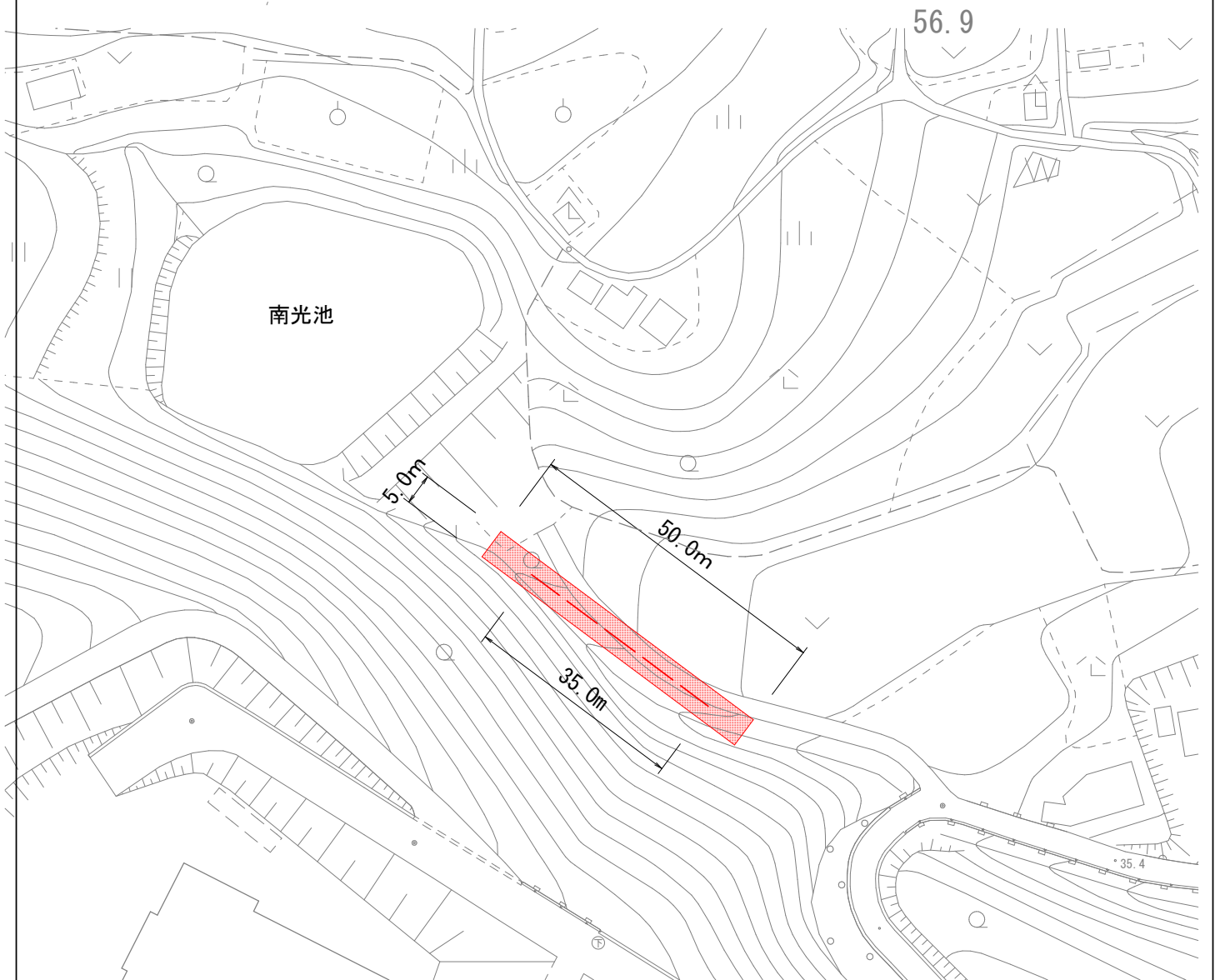
名称・規格など	数量	単位	単価	金額	備考
測量技師補 (外業)	0.80	人			
測量助手 (外業)	0.80	人			
測量技師補	0.40	人			
測量助手	0.40	人			
機械経費	1.5	%			
材料費	0.5	%			
単位当り	1	万m2			
A=5 耕地					

位置図 S=1/10,000



平面図

S=1:1000



測量業務 一式

用地測量

$$\begin{aligned} \text{復元測量 } A &= 5.0\text{m} \times 50.0\text{m} = 250\text{m}^2 \\ &\doteq 0.03\text{万m}^2 \end{aligned}$$

$$\text{境界の確認 } A = 0.03\text{万m}^2$$

設計業務 一式

$$\text{排水路 } L = 0.035\text{km} \doteq 0.04\text{km}$$

$$\text{雨水貯留施設整備 } N = 1\text{箇所}$$

図面番号	1 / 1	縮尺	図示
工種			
業務名	雨水貯留施設測量設計業務委託 (瀬戸川流域 南光池地区)		
業務位置	福山市 山手町 地内		
業務年度	2021年度 (令和3年度)		
福山市			